

岩手県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和2年9月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	渋民中央病院介護医療院	盛岡市渋民字大前田53番地2	令和2年9月16日
老人ホーム	特別養護老人ホームほうじゅの郷	花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3	〃
	特別養護老人ホームクラリス	一関市上大槻街5番16号	〃
	ケアハウスアーベイン八幡平	八幡平市柏台二丁目9番3号	〃